

第2回総会（書面開催）

1. 議案

（1）令和元年度事業報告・収支決算について 資料1～2

（2）令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について 資料3～4

（3）CIREn 規約の改正について 資料5

2. 送付資料

- 令和2年度役員等一覧
- 資料1 令和元年度事業報告
- 資料2 令和元年度収支決算
- 資料3 令和2年度事業計画案
- 資料4 令和2年度収支予算案
- 資料5 規約改正案
- 別紙1 規約全文（改正後案）

CIREn 役員等一覧

令和2年5月1日時点

会長 豊田 一彦 国立大学法人佐賀大学理工学部長

副会長 井田 建 株式会社ミゾタ取締役社長

副会長 寺島 克敏 佐賀県産業労働部長

(評議会)

委員長 佐藤 和也 国立大学法人佐賀大学理工学部 副学部長

副委員長 大野 伸寛 佐賀県産業労働部新エネルギー産業課長

委員 土井 研一 株式会社ミゾタ 品質安全部 環境技術研究所理事

委員 泉 章 株式会社西村鐵工所 取締役営業本部長

委員 永尾 光義 株式会社中山鐵工所 取締役管理部長

委員 森 孝信 森鉄工株式会社 代表取締役専務

委員 川崎 賢一郎 株式会社ワイビーエム 技術開発部長

委員 原 浩二郎 国立研究法人産業技術総合研究所九州センター
太陽光評価・標準チーム 上級主任研究員

委員 野間 弘昭 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
産業振興部 研究開発振興課 科学技術コーディネータ

委員 池上 康之 国立大学法人佐賀大学理工学部教授

委員 大渡 啓介 国立大学法人佐賀大学理工学部教授

委員 田中 徹 佐賀県工業技術センター 研究企画課長

委員 白石 敦則 佐賀県窯業技術センター 研究企画課長

令和元年度事業報告

自 令和元年 10月 8日
至 令和2年 3月 31日

関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供

1 設立総会の開催

期 日：令和元年 10月 8日（火）
場 所：ホテルニューオータニ佐賀（佐賀市）
内 容：規約の制定、令和元年度事業計画・収支予算の議決等
参加者：65 人

2 設立記念交流会（第1回交流会）の開催

期 日：令和元年 11月 7日（木）
場 所：ガーデンテラス佐賀（佐賀市）
内 容：設立記念講演「トヨタのものづくりの歴史～新たな産業創出に向けて～」
（トヨタ自動車株式会社 張 富士夫相談役）
事例紹介（一般社団法人有明未利用熱利用促進研究会）
設立記念懇親会 会員限定
参加者：140 人（会員 109 人、非会員 31 人）

3 第2回交流会の開催

期 日：令和2年 2月 4日（火）
場 所：ガーデンテラス佐賀（佐賀市）
内 容：事例紹介（大和ハウス工業株式会社）
国予算紹介（九州経済産業局資源エネルギー環境課）
参加者：70 人

4 評議会の開催

（第1回）

期 日：令和元年 10月 8日（火）
場 所：ホテルニューオータニ佐賀（佐賀市）
内 容：令和元年度研究分科会の設置、令和元年度研究支援事業の審査・選定 等

（第2回）

期 日：令和2年 1月 30日（木）
場 所：佐賀大学理工学部1号館（佐賀市）
内 容：令和2年度研究支援事業の実施方針について、事業評価方法について 等

5 研究分科会の開催

| | 研究分科会名 | 主な活動実績 |
|---|------------------|---|
| 1 | 洋上風力発電 | ・分科会開催 (R2.1.27) 等 |
| 2 | 太陽光発電 | ・分科会開催 (R2.1.2) 等 |
| 3 | 海洋温度差 発電関連技術 | ・分科会開催 (R2.2.28) ・小浜温泉バイナリー発電所視察 (R2.3.3) 等 |
| 4 | 電気化学 | ・分科会開催 (R2.1.21) ・窯業技術センター視察 (R1.12.19) 等 |
| 5 | 遠隔監視 | ・分科会開催 (R1.11.20、12.10、R2.1.21、R2.2.4) ・個別研究打合せ 等 |
| 6 | 無線電力伝送 | ・分科会開催 (R2.2.12) 等 |
| 7 | 未利用熱利用 空調システム | ・分科会開催 (R2.1.15) ・未利用熱利用施設等視察 (R1.11.28、R2.1.23) ・個別研究打合せ 等 |
| 8 | レアメタル回収 | ・分科会開催 (R1.12.16、R2.2.27) 等 |
| 9 | ものづくり | ・分科会開催 (R2.2.27) ・ものづくり技術相談室設置 等 |

研究開発・産学官連携の推進

研究支援事業の実施

(支援事業一覧)

| | 研究分科会名 | 支援額(円) | 支援事業名 |
|-------|------------------|------------|---|
| 1 | 洋上風力発電 | 750,000 | 洋上風力発電関連産業の創出に向けた調査研究 |
| 2 | 太陽光発電 | 250,000 | 佐賀県における太陽光発電関連企業等のネットワーク化と連携体制の構築 |
| 3 | 海洋温度差 発電関連技術 | 250,000 | 海洋温度差発電関連技術の産業創出事業 |
| 4 | 電気化学 | 1,000,000 | 二酸化炭素の削減と有用物質への変換を目指したセラミックナノ構造体の電気化学触媒の開発 |
| 5 | 遠隔監視 | 3,800,000 | 小電力システムの遠隔監視と需給予測 |
| 6 | 無線電力伝送 | 500,000 | 無線電力伝送に関する技術調査と要素技術の研究開発 |
| 7 | 未利用熱利用 空調システム | 2,720,000 | 福祉施設を対象とした複数再エネ熱源によるハイブリッド空調 避難所として活用される体育館をモデルとした再エネとLPGによるハイブリッド空調 |
| 8 | レアメタル回収 | 250,000 | レアメタル分離・回収や有害元素の除去技術の応用に関わる事前調査等 |
| 9 | ものづくり | 1,000,000 | ものづくり拠点化及び人材育成事業 |
| 支援額合計 | | 10,520,000 | |

各研究分科会の成果の内容については、令和2年秋頃に成果報告会を開催予定。

人材の育成に関する場及び機会の提供

“佐大d e ラボ”へのものづくり関連機材の設置

再生可能エネルギー等に関わる人材の育成に関する場及び機会を提供するため、佐賀大学と県内企業が共同で開設する“佐大d e ラボ”へ以下の設備を導入した。

“佐大d e ラボ”概要

[目的]

産学官連携により、自動制御を含むロボット関連技術者を育成することにより、県内産業の競争力向上に資することを目的とする。

[設置者]

佐賀大学・株式会社中山鉄工所（武雄市）

[設置場所]

佐賀大学「芳尾記念ラボ」内（佐賀市与賀町1340）

導入した設備

- 3Dプリンター（光造形、熱溶解積層×2）
- 小型旋盤
- 教育用ロボット
- レーザーカッター

今後の展開

小学校高学年から高校生までを対象に、ロボットの試作体験や試作ロボットを用いた自動制御のためのプログラミング教育を試行するとともに、大学生が試作研究を行う場として活用することで、実践的な技術が学べる人材育成の場を提供する。

広報事業

ホームページ開設及び運営

CIREn 専用ホームページを開設し、分科会等イベント開催案内や、活動報告等について情報発信を行った。

CIREn 専用ホームページ：<https://ciren.jp/>

令和元年度収支決算

1 収入の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額(A) | 決算額(B) | 差引(B)-(A) | 備考 |
|-----|------------|------------|-----------|------|
| 負担金 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 | 県負担金 |
| 合 計 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 | |

2 支出の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額(A) | 決算額(B) | 差引(B)-(A) | 備考 |
|------------------|------------|------------|-----------|--|
| 直接事業費 | | | | |
| 研究支援事業費 | 12,000,000 | 10,520,000 | 1,480,000 | 9分科会 |
| 企業等交流活動費 | 1,460,000 | 1,024,516 | 435,484 | ・交流会開催費(講師謝金、会場費) ・評議会開催費(委員謝金、旅費等) ・事務消耗品費等 |
| 情報収集活動事業費 | 780,000 | 664,085 | 115,915 | ・文部科学省事業の事前相談旅費 ・補助員人件費 |
| 広報活動事業費 | 1,160,000 | 1,078,600 | 81,400 | ・ホームページ開設・維持管理経費 ・CIREnロゴ・パネル製作費 |
| 人材育成関連事業費 | | 2,112,799 | 2,112,799 | 下記明細1参照 |
| 佐賀大学事務局 管理運営費 | 4,600,000 | 4,600,000 | 0 | 事業の管理運営に必要な経費(直接事業費の30%) |
| 合 計 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 | |

【明細1】人材育成関連事業費明細

| 項目 | 支出額(円) | 備考 |
|----------|-----------|------|
| 3Dプリンター | 744,494 | |
| 3Dプリンター | 497,200 | |
| 精密卓上旋盤 | 203,500 | |
| レーザーカッター | 354,105 | 送料込み |
| 教育用ロボット | 313,500 | |
| 合計 | 2,112,799 | |

令和2年度事業計画（案）

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供

1 総会等の開催

（1）総会の開催（書面開催）

内 容：令和元年度事業報告・収支決算

令和2年度事業計画（案）・収支予算（案）

CIREn 規約改正 等

（2）評議会の開催（計3回）

期 日： 令和2年5月19日、 令和2年6月（予定） 令和3年2月（予定）

場 所： 書面開催 佐賀市内（予定）

内 容： 令和元年度事業報告について、令和2年度事業計画（案）策定 等

令和2年度研究支援事業の選定

研究分科会の事業評価方法について 等

2 交流会の開催

（1）第3回交流会の開催

期 日： 令和2年9月頃

場 所： 佐賀市内（予定）

内 容： 基調講演、令和元年度研究分科会の成果報告会、懇親会（予定）

（2）第4回交流会の開催

期 日： 令和3年1月頃

場 所： 佐賀市内（予定）

内 容： 産学連携に係る好事例紹介

国予算の情報提供 等

3 研究分科会の開催

令和元年度に設置した9つの分研究科会を継続して開催する。また、令和2年度研究支援事業にて採択された研究分科会について、新たに設置し、開催する。

研究開発・産学官連携の推進

1 研究支援事業

研究分科会が行う研究開発や製品開発に繋がる取組に対し支援する。

| 事業区分 | 内容 | 支援上限 |
|---------|--|--------|
| 試作研究等事業 | 研究成果の実用性等に係る可能性調査、検証するための研究開発、試作品の製作及び評価等を行う事業 各種外部資金等を獲得して事業化に繋げることを目標とする。 | 400 万円 |
| 事前調査事業 | 研究テーマ探索において必要な調査、基礎的研究等を行う事業 | 100 万円 |
| | | 25 万円 |

予算上限額 1,200 万円（予定）

2 会員ニーズ・シーズ調査

会員のニーズ・シーズ等を把握し、適宜結果を情報提供することで、会員間の更なる連携を推進するとともに、今後の CIREn 事業の参考とするため、アンケート調査等を実施する。

実施時期：令和 2 年秋頃（予定）

実施方法：未定（メール照会又は交流会等イベント会場にて実施することを想定）

3 研究開発に資する情報等の提供

（例）先進事例等の照会、国等の次年度事業（予算）情報提供 等

人材の育成に関する場及び機会の提供

佐大 d e ラボの活用

佐賀大学と県内企業が共同で開設する“佐大 d e ラボ”を活用し、再生可能エネルギー等に関わる人材育成の場となる基盤（ラボ活用の仕組み・制度）を整備する。

広報事業

ホームページ運営による情報発信

研究分科会の活動実績等を掲載し、CIREn の取組を情報発信するとともに、会員相互の情報共有を図る。

令和2年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位:千円)

| 項目 | 予算額 | 前年度 予算額 (対前年度 増減額) | 内 容 | 主な増減理由 |
|-----|--------|-----------------------------|-----|--------|
| 負担金 | 20,000 | 20,000 (0) | 負担金 | |
| 合 計 | 20,000 | 20,000 (0) | | |

2 支出の部

(単位:千円)

| 項目 | 予算額 | 前年度 予算額 (対前年度 増減額) | 内 容 | 主な増減理由 |
|------------------|--------|-----------------------------|---|--------------------|
| 直接事業費 | | | | |
| 研究支援事業費 | 12,000 | 12,000 (0) | | |
| 企業等交流活動費 | 727 | 1,460 (733) | 交流会開催経費(講師謝金、会場借上料) 評議会・審査委員会(仮)開催経費(委員謝金、旅費) その他必要経費 | 昨年度実績に基づく見直しによる減 等 |
| 情報収集活動費 | 323 | 780 (457) | 国補助金の事前相談に係る経費等 | 昨年度実績に基づく見直しによる減 等 |
| 広報活動事業費 | 350 | 1,160 (810) | ホームページの維持管理に関する経費、会員等への情報発信に係る経費等 | ホームページ作成費の減 等 |
| 人件費 | 2,000 | 0 (2,000) | 事務局職員人件費 | 事務局職員の新規雇用による増 |
| 佐賀大学事務局 管理運営費 | 4,600 | 4,600 (0) | 事業の管理運営に必要な経費 (直接事業費の30%を超えない額) | |
| 合 計 | 20,000 | 20,000 (0) | | |

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約の改正について

(1) 改正理由

当組織の呼称を CIREn(セイレン)と定めるもの。

研究分科会が行う研究開発や製品開発につながる取組（可能性調査や試作研究等）を支援することを目的とした研究支援事業について、支援先の選定にあたって行う審査の中立性を保つため、新たに設置する「研究支援事業審査委員会」において審査を行うこととするもの。

(2) 改正内容

<ポイント>

当組織の呼称を CIREn (セイレン) と定める。(第1条関係)

研究支援事業の選定にあたって行う審査については、評議会の所掌事項から除く。(第11条関係)

なお、評議会において事業の選定を補佐する目的で新たに「研究支援事業審査委員会」を設置することとし、委員の選任及び審査要綱等については、会長が別に定める。

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約（令和元年 10 月 8 日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (名称) 第1条 本組織は、「 <u>再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム</u> 」(以下「 <u>プラットフォーム</u> 」という。)と称する。 | (名称) 第1条 本組織の名称は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォームとし、その英語表記 Co-creative Innovation platform for Renewable Energy の頭文字から呼称を CIREn (セイレン) とする。 |
| (評議会) 第11条 評議会は、会員を代表し、 <u>プラットフォーム</u> の運営に必要な次の事項を行う。 | (評議会) 第11条 評議会は、会員を代表し、 <u>CIREn</u> の運営に必要な次の事項を行う。 |
| (1) 略 (2) 研究支援事業の <u>審査</u> 、選定及び評価 (3) 略 (4) その他 <u>プラットフォーム</u> の運営の円滑化のために必要な事項の検討 2～11 略 12 評議会の庶務は、 <u>プラットフォーム</u> の事務局において処理する。 | (1) 略 (2) 研究支援事業の選定及び評価 (3) 略 (4) その他 <u>CIREn</u> の運営の円滑化のために必要な事項の検討 2～11 略 12 評議会の庶務は、 <u>CIREn</u> の事務局において処理する。 |

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条中「プラットフォーム」を「CIREn」に改める。

改正後の規約の全文は、別紙1のとおりである。

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本組織の名称は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォームとし、その英語表記 Co-creative Innovation platform for Renewable Energy の頭文字から呼称をCIREn（セイレン）とする。

(目的)

第2条 CIREn は、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向け、オープンイノベーションを基軸に、産学官連携による再生可能エネルギー等の研究開発や市場開拓等を進めることで、県内の関連産業創出を加速させ、SDGs の目標 4、7、8 及び 9 の達成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 CIREn は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー等関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供
- (2) 研究開発の推進に関する事業
- (3) 産学官連携の推進に関する事業
- (4) 再生可能エネルギー等に関わる人材の育成に関する場及び機会の提供
- (5) 再生可能エネルギー等に関連する技術・製品等の市場開拓に関する事業
- (6) その他 CIREn の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 CIREn に入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第5条 CIREn から会員が退会するときは、書面をもってその旨を届けなければならない。

(会員)

第6条 CIREn の会員は、第2条に定める目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる企業、団体又は個人とする。なお、CIREn の会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

- (1) 県内に主たる事務所若しくは事業所、又は研究開発拠点を置く企業及び団体

- (2) 前号に該当しない企業及び団体

- (3) その他 CIREn の目的に賛同する個人等

2 会員は、この CIREn の運営に関し、次の提案を行うことができる。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止

- (2) 研究開発テーマ

(3) 運営方針及び事業計画

(4) その他 CIREn の運営の円滑化のために必要な事項

(除名)

第7条 会員が CIREn の目的に違反し、又はその名譽もしくは信用を著しく害した場合には、評議会の決定により会員を除名することができる。

2 会員が解散等により消滅した場合には、CIREn を退会したものとみなす。

(役員)

第8条 CIREn に、会長及び副会長を置く。

2 会長は国立大学法人佐賀大学理工学部長をもって充てる。

3 副会長は佐賀県産業労働部長及び第6条第1項第1号の会員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

4 会長は、CIREn を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

6 会長及び副会長の任期は特に定めない。

(CIREn 体制)

第9条 CIREn に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 評議会

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 本規約に関する事項

(4) その他 CIREn の運営に関する重要事項

2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

3 総会の議長は、会長が務める。

4 総会の議事は、会員の総数の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

6 前項の表決又は代理人への表決の委任がない場合は、議長に一任したものとみなす。

7 緊急の必要がある場合は、会長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(評議会)

第 11 条 評議会は、会員を代表し、CIREn の運営に必要な次の事項を行う。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止
- (2) 研究支援事業の選定及び評価
- (3) 運営方針案、活動計画の策定
- (4) その他 CIREn の運営の円滑化のために必要な事項の検討

2 評議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 委員は、会長が任命する。

4 評議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長は、会務を総理し、評議会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 評議会は、委員長が招集する。

8 評議会の議長は、委員長が務める。

9 評議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

10 やむを得ず評議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

11 緊急の必要がある場合は、委員長は書面による賛否を求め、評議会の議決に代えることができる。

12 評議会の庶務は、CIREn の事務局において処理する。

(研究分科会)

第 12 条 CIREn の活動として、一定の課題の下で専門的技術やアイデアを持ち寄り、市場分析や研究開発等に取り組むための研究分科会を設置することができる。

2 研究分科会は、会員のうち、研究分科会の活動に主体的に協力するものを構成員として組織し、オープンイノベーションを基軸に次の事項を行う。ただし、第 3 号のうち、知的財産に関する利害調整等が必要な場合は、クローズドイノベーションとする。

- (1) 構成員のシーズ及びニーズの共有、分析及び評価
- (2) 個別研究テーマの探索及び市場分析
- (3) 研究開発及び実証研究の実施
- (4) その他 CIREn の目的を達成するために必要な活動

3 研究分科会の活動内容は、適宜評議会へ報告しなければならない。

4 研究分科会には、座長 1 人及び副座長 1 人以上を置く。

5 座長は、評議会で選任する。

6 副座長は、研究分科会構成員の中から座長が指名するものとし、指名後は評議会に報告するものとする。

7 座長は、研究分科会の管理運営及び総合調整を行う。

8 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故のあるときは、座長の職務を代行する。

(会費)

第 13 条 会費の徴収は、行わない。なお、個別の活動に必要な経費（交通費等）は、会員自ら負担する。

(会計)

第 14 条 CIREn の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 15 条 CIREn の事務局は、佐賀県産業労働部新エネルギー産業課及び国立大学法人佐賀大学理工学部に置く。

2 前項の事務局は、CIREn の運営に係る総務及び庶務全般の業務を行う。

(情報の取扱い)

第 16 条 CIREn の活動においては、秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。）を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 CIREn における研究分科会で得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、研究分科会の座長及び関係する会員間での協議を踏まえ、評議会において決定する。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、CIREn の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年 10 月 8 日から施行する。

2 プラットフォームの当初の会計年度は、第 14 条の規定に関わらず、施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、令和 2 年 月 日から施行する。